

会

議

午前10時 0分開議

○議長（竹内清二君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、2番 進士濱美君、8番 鈴木 敬君、12番 森 温繁君であります。

◎議第23号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 日程により、議第23号 下田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） おはようございます。

それでは、議第23号 下田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の28ページをお開き願います。

下田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙29ページのとおり制定するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うためでございます。

それでは、改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、資料35、36ページをお開き願います。

この改正は、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、同法第55条の2が追加されるための改正で、36ページ下段に掲載させていただきましたが、改正内容は、原則75歳で国民健康保険から後期高齢者医療へ移行する際、住所地特例が適用されていなかったものが、平成30年4月1日から国民健康保険同様、引き続き住所地特例として取り扱うこととなるものというものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、上段の新旧対照表によりご説明申し上げます。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインが引いてある箇所が今回改正させていただくところがございます。

第2条第2号中、法第55条第1項の次に（法第55条の2第2項において事業する場合を含む）を加え、同項を法第55条第1項に改め、同条第3号中、法第55条第2項第1号の次に（法第55条の2第2項において事業する場合を含む）を加え、同条第4号中、法第55条第2項第2号の次に（法第55条の2第2項において事業する場合を含む）を加え、最後に行った同号を、最後に行った法第55条第2項第2号に改め、4号の次に次の一部を加えるというもので、第5号、法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号第116条の2第1項及び第2項）の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有する者とみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者でございます。

お手数でございますが、議案件名簿の29ページをお開き願います。

附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第23号 下田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） この案件の対象者になる方はどのぐらいいて、今までどのような扱いであったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） 今までは、国民健康保険は国民健康保険の住所地特例があり、後期高齢者医療についてはそれぞれで住所地特例があったわけですが、この改正は、原則75歳、障害者の方はもう少し年齢が下がるんですけれども、その75歳になったとき、国民健康保険だった人が今度後期高齢者医療に変わるときの住所地特例も行っていきましようとして、今、仮に下田市の国民健康保険の方が75歳になって、今度その方が例えば東京のほうの施設に入所されていて、住所を移されているということになりますと、75歳になった段階で東京都の後期高齢の被保険者になってしまうということ为了避免のために、引き続きその方は静岡県の後期高齢者になるというような法の改正になります。

現在は、他県にそういう形で住所を移されている方は1名おまして、その方は30年度適用にはなりませんけれども、現在73歳の方が1名、他県の施設へ入所されております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 下田市ではありませんけれども、例の南伊豆のエクレンシア南伊豆、東京の方が介護施設に、長期にそこに入るといようなことが下田で考えられた場合、これはどのような形になるのでしょうか。

○議長（竹内清二君） 市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） 特別養護老人ホームですので住所を移されると思います。東京の方が南伊豆町へ住所を移されると。その方が75歳になってからは、今までですと静岡県の後期高齢者医療の該当になるわけですけれども、この法の改正によりまして、東京都の後期高齢者医療の被保険者になるということになります。

○議長（竹内清二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第23号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第24号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第24号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） それでは、議第24号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の30ページをお開き願います。

下田市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙31ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、平成30年度から平成32年度までの保険料率を定めるとともに、介護保険法の改正に伴い、条文の整備を行なうためでございます。

平成12年度から始まりました介護保険事業は、3年を1期とした計画を策定しながら18年が経過します。本市においても、第7期の介護保険事業計画に基づいて、平成30年度から平成32年度までの運営を行っていくこととなります。介護給付費等、対象サービスの見込み量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等見込み、3年間における保険料を算定いたしました。

改正の説明に入る前に、第7期の計画の概要についてご説明申し上げます。

条例改正関係等説明資料の37ページをお開き願います。

まず、高齢者を取り巻く状況ですが、ここでは高齢者人口の現状と推移を示しております。グラフをご覧ください。棒グラフの薄い部分は前期高齢者65歳以上、74歳以下の人口で、平成29年度は4,332人、平成30年度は4,190人、31年度は4,092人、32年度は3,993人、平成37年度は、これは団塊の世代の方が75歳を迎える年となりますが、3,117人と想定され、年々減少傾向になると見込まれます。棒グラフの濃い色は後期高齢者75歳以上の人口で、平成29年度は4,594人、平成30年度は4,697人、平成31年度は4,787人、平成32年度は4,876人、平成37年度は5,337人と想定され、年々増加傾向になると見込まれます。高齢者全体では減少する見込みとなります。

また、折れ線グラフは高齢化率を示しているもので、年々高くなる見込みでございます。

38ページをお開き願います。

この表は、要介護度別の認定者数の実績と見込みでございます。平成29年度は前年度より多少減少しましたが、平成30年度以降は後期高齢者の増加に伴い、介護認定者も増加するものと想定されます。

39ページをお開き願います。

この表は介護給付費の実績と見込みでございます。本年3月5日に南伊豆町に開設されました特別養護老人ホーム、エクレシア南伊豆に当市被保険者も入所が予定されております。また、介護認定者の増加もあり、介護給付費も増加するものと想定されます。

40ページをお開き願います。

介護報酬の0.54%アップ、また、介護保険事業費の財源内訳が変更となり、保険料部分の第1号被保険者の負担が22%から23%へと変更となります。また、先ほどもろもろの状況を踏まえまして保険料を定めました。

所得段階は、国の基準どおり9段階で変更はございません。基準額は第5段階に示してあるように、現在月額4,900円を5,400円に500円、10.2%アップとさせていただきたいと思ひ

ます。

現在、介護保険介護給付費準備基金が今年度末で1億2,600万円ほどありますので、基金を3年間で5,000万円取り崩す計画で保険料の軽減を図りました。

43ページをお開き願います。

答申書の写しでございます。本計画の策定においては、下田市高齢者保健福祉計画策定推進協議会で審議をいただきました。昨年度実施しましたアンケート調査を踏まえ、平成29年10月27日、平成30年1月11日に本計画について素案の検討を行いました。平成30年2月8日に諮問、協議を行い、2月14日答申を受けたものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。

41、42ページをお開き願います。

左側のページが改正前、右側のページが改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

第5条第1項中、平成27年度から平成29年度までを平成30年から平成32年度までに改めるものでございます。

額につきましては、基準額となる第5段階の額、第5号ですが、6万4,800円に改正するものであり、各段階においては40ページ記載のとおり、基準額にそれぞれ率を掛けた額に改正するものでございます。

第2項は、第1項第1号の低所得者においてさらに減額する規定で、引き続き今後3年間においても減額するための改正で、平成27年度から平成29年度までを平成30年度から平成32年度までに、2万6,460円を2万9,160円に改めるものでございます。

第3項は、前項を前2項に改めるものでございます。

第19条は、介護保険法の改正によるもので、罰則の対象者の範囲を拡大するもので、第1号被保険者を被保険者に改めるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の31ページをお開き願います。

附則でございますが、第1項は、この条例は平成30年4月1日から施行する。第2項は、この条例による改正後の下田市介護保険条例第5条の規定は平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるというものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第24号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 高齢社会に向けて、この改正が必要であることは十分に理解をさせていただきました。

そこで、質問なのですが、今回の値上げで大体どの程度の年数ですね、これからどんどん増えていくんだけど、このまま10年20年値上げしないで済むという想定をされているのか、この保険料でいって高齢化率のアップに伴って5年程度はこのままでいけるのか、つまり試算の仕方としては、どの程度の年数がこれでいけるというような読み込みをしているのかどうか。

○議長（竹内清二君） 市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） この計画は3年の計画ですので、とりあえず30年から32年度までなんですけれども、この計画に当たりまして、平成37年度に団塊の世代が75歳を迎えるということも踏まえて、計画づくりをなささいよというような指示が県のほうから示されております。

非常にこれから75歳以上がこう大きく増えてきますので、やはり3年後も、当然その状況を見ないと分かりませんが、上げていかざるを得ないのかなというふうに、今の段階では思っておりますけれども、なるべく基金を、今1億2,600万円ほどありますけれども、また積み重ねれば積んで、それを利用してなるべく抑えていきたいというふうに考えております。当面は3年間ということでありまして。

以上です。

○議長（竹内清二君） 9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） わかりました。一応要望で、できるだけ介護にならないような健康面の施策もまたよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 積立金が1億2,600万円あると、この1億2,600万円はどういう経緯で1億2,600万円になったのか。

それから、第6期の計画の27年度から29年度までの3カ年間の帳尻というんでしょうか、決算状況はどうなんだという点をお尋ねしたいと思います。

ここにこれだけの費用があるのであれば、観点としては、この500円の値上げはしなくても済むんじゃないかと、こういう観点から質問をしてみたいと思っています。

○議長（竹内清二君） 市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） 積み立ての経緯は、徴収した保険料に対して保険給付費が少なかったという部分があると思います。当然保険給付費については、国・県からの補助がありますけれども、そういうことで介護給付費の支出が少なかったためのものの積み立てとなります。

27年度から29年度の実績ですけれども、基金の取り崩しにつきましては、27年度から29年度にかけても3年間で6,000万円を取り崩してやっていこうという中で、平成29年度においては、ちょっと不安があったもので、その計画以上に取り崩しを予算化させていただきました。

現状、やはりこれから、先ほど来あります南伊豆にエクレシア南伊豆が開設されたということで、そこにも下田の方が入所される予定もあるということで、非常にご家族とかご本人にとっては大変いいことなんですけれども、保険料についてはやはりその分を負担しなければならぬということで、増額を見込むというものでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 当局が増額を見込んだわけはわかりますけれども、決してそれが市民全体に納得のいくものかどうかということは、やっぱり吟味してまいらなきゃならないというぐあいに思うわけです。

そうしますと、これはエクレシア等は下田だけではなくて、東京及びこの賀茂郡の人たちがこの施設に入るといことも想定されようかと思しますので、当然この近隣の自治体の介護料はどうなっているのかと、こういうことも審議の参考資料として必要になろうかと思しますので、そこら辺の調べがされているのかされていないのか、なかったらまた調べてご提供いただきたいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（竹内清二君） 市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） 南伊豆エクレシアにつきましては90床の病床で、プラス10床は短期入所ということで、90床の入所となります。50床は杉並区ということで予定されてお

ります。残りの40床は賀茂地区を主にといいことになってはいますけれども、その辺もやはり地元ということもあって、南伊豆町では非常にその辺がありまして、現在南伊豆町では月額5,000円のところを6,900円、1,900円の増というふうに聞いております。

賀茂地区内においては、東伊豆町は現在4,840円を現行維持、改正しないということです。河津町におきましては基金がない今状況ですので、非常に介護保険の運営上厳しいと、不安があるという中で現行4,900円、今、下田と一緒にすけれども、それを6,500円に1,600円上げるというところでは。松崎町においても800円の増、西伊豆町においても1,200円の増というような状況でございます。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第24号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第25号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第25号 下田都市計画再開発地区計画武ガ浜地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、議第25号 下田都市計画再開発地区計画武ガ浜地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿32ページをお願いいたします。

下田都市計画再開発地区計画武ガ浜地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、建築基準法の改正に伴い、条文の整備を行なうためでございます。

改正条文は、議案件名簿33ページのとおりでございます。

改正内容につきましては、条例改正関係等説明資料の44ページ、45ページをご覧ください。建築基準法別表第2の一部が改正され、項にずれが生じたため、本条例の別表イの項中、

法別表第2号第2(り)を各号にあげるものを、法別表第2(ぬ)を各号にあげるものに改めるものでございます。

33ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。制限内容等に何ら変更があるものではございません。

以上、雑駁でございますが、議第25号 下田都市計画再開発地区計画武ガ浜地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(竹内清二君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹内清二君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第25号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第26号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(竹内清二君) 次は、日程により、議第26号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(白井達哉君) それでは、議第26号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿34ページをお願いいたします。

下田市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、うつぎ原市営住宅の一部及び丸山市営住宅の一部を廃止するほか、公営住宅法施行令の改正及び公営住宅法施行規則の改正に伴い、条文の整備を行なうためでございます。

改正条文は、議案件名簿35ページのとおりでございます。

改正内容につきましては、条例改正関係等説明資料の46ページ、47ページをご覧ください。

公営住宅法施行規則の改正による条ずれが生じたため、第12条第1項中、第10条を第11条

に改め、第13条第1項中、第11条を第12条に改め、第15条第2項中、第8条を第7条に改めるものでございます。

同様に、公営住宅法施行令の改正により条ずれが生じたため、第37条及び第38条中、第11条を第12条に改めるものでございます。

続きまして、条例改正関係等説明資料の48ページ、49ページをご覧ください。

別表第1中1段目のうつぎ原市営住宅の位置を下田市六丁目25番4号、6号、8号、11号、12号から下田市六丁目25番11号、12号に、戸数を9から4に、2段目の丸山市営住宅の位置を下田市中516番地から下田市中810番地の2に、戸数を69から52に改めるものでございます。

うつぎ原住宅は、昭和28年及び37年築の木造平家建てのもので、9戸のうち政策空き家が8戸、丸山住宅につきましては、昭和30年から34年築木造平家建て69戸のうち、政策空き家が49戸でございます。両住宅とも公営住宅法の耐用年数30年を経過しており、この改正により削減する住宅につきましては、平成30年度に解体撤去を予定しております。

すみません。議案件名簿の35ページのほうにお戻りください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、雑駁ですが、議第26号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての説明となります。

よろしくご審議お願いします。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 特に丸山住宅なんですけど、69戸のうち今回52戸に減少するよと、政策空き家は49戸あるよと。結局、今回17戸分を減少するというのは、平成30年に解体予定だと。つまり解体予定がある数を減少したという理解でいいんですか。本来であれば、もう49戸は使わないという政策なんで、49戸なくしてしまえばいいけれども、物が残っているんでなくせないと、つまり解体の予算がついたものだけを減らしていくという理解をしていいのかどうか。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 議員おっしゃるとおりでございます。政策空き家のうち、予算の範囲内で今使っていない部分を解体するものでございます。

○議長（竹内清二君） 9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 市長並びに企画財政課長、総務課長も入るのかな、お願いがあるんですけども、実際、政策としてもう使わない家だという状態になっているわけですよね。その分については地代を払っているわけですよ。毎年度の予算でどういう予算組み方をするかはともかく、使わないと、そこに地代という費用が発生していると、これはもう政策空き家をやっぱり全部解体して戸数を減らして、翌年度以降の地代の発生を防ぐということがあってもいいんじゃないかと思えますけれども、その辺に対する見解をお聞きしたい。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） 平成30年度当初予算編成に当たり、この政策空き家の部分の取り壊しについては、もう少し実は少なかったんですね。ただ、これからうちのほうでも施設の統廃合を進めることもございますし、政策空き家の中で一団の土地として解体が見込まれているところはやりましょうと。ただ、こちらにありますように、政策空き家と実際にお住まいになっているところが混在しているところはなかなか壊せないものですから、一体的に壊せるところは優先してやりましょうという形で、予算及び条例のほうを調整させていただきました。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 今回、17戸にした理由はわかりましたけれども、一応要望としては、ある意味じゃ無駄なお金を払っているわけでありますから、隣の家が解体されて寂しいかもしれないけれども、廃屋になっている状態がいいのかといえば、それがいいわけではないんで、ぜひ来年度以降の予算編成においては、政策空き家の分は解体撤去して土地を返すということを考慮していただきたいという要望ではあります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） ちょっと説明の理解が正確でないものですから、確認をさせていただきたいと思うんですが、そうしますと、うつぎ原、丸山につきましては、もともと何戸あって何戸壊してきたのかと、そして現在、政策空き家になっているのは幾つだと、そして現在、人が入っているのは何戸だということをちょっと明確に再確認をさせていただきたいと、こういうぐあいに思います。

それからなお、予算を見れば出ているんでしょうけれども、今年度も当然丸山住宅は借地ですので、借地料を払うということになっていようかと思えますが、幾らの借地料を払う予

定なのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） まず、すみません、30年度当初予算の借地料なんですけれども、市営住宅全体で810万3,000円でございます。こちらは河内の市営住宅なども含んだ金額ですので、個別のうつぎ原、丸山、何人の方にどれだけという資料については、後ほど提供させていただくということでお願いします。

うつぎ原市営住宅のほうですけれども、今現在9戸のうち入居されているのは1戸でございます。今回の改正によりまして、全部で9戸のうちの8戸の政策空き家が8戸から3戸になるものでございます。

市営住宅全体の管理戸数は144戸のうち、今回の改正で122戸になるものですが、そのうち政策空き家は全部で57戸になります。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） すみません、委員会で詳しくはということで結構でございますけれども、ただ確認の意味で、52戸のうち政策空き家が49戸と、そういう意味じゃないですよ。実際に入っているのは、丸山3戸しかないというのは、そういう理解ではないんですよ。そのところだけ確認したいということと、やはりこれは政策空き家なんていうような表現ですものじゃないと、実態的に格好つけるなど、放置しているんじゃないかと。現実的に市営住宅を、市民への住宅をきっちり提供しようという姿勢が当局にないと。したがって政策空き家なんて格好だけつけて、実態は放置しているということとは違うんですか。

ここをきっちりやっぱり見きめて、市民のための住宅を提供するんなら、ここが人が住むようなところでなければ住むようなところに、市内の住宅を市が借り上げるなりしてそこに移ってもらうと。余分な借地料は払わないということも含めて、余分でなければ当然払うわけですけれども、きっちりした政策方針を持つべきだと。それを政策空き家というような言い方でごまかしているようなやり方は、副市長、改めたらどうですか。いかがですか、上からの指導をしていただきたいと思います。どんなものでしょう。

○議長（竹内清二君） 副市長、どうぞ。

○副市長（土屋徳幸君） 私をご指名でございますので、私のほうからも若干答えさせていただきます。

ご案内のとおり、公営住宅につきましては、本来、公営住宅法の中にその目的等はうたわ

れております。公営住宅法の中でどういう目的かというのは、私も現在、ある意味、現役を退いて年数がたっておりますのでちょっとあれですけども、法の趣旨は、戦後のいわゆる住宅難の対応をするために低廉な家賃をもって住宅を提供するというような趣旨でこの法が定められ、本来、法の目的は、低廉な家賃の中で市営住宅に居住した人たちが、その居住している間に資金を都合しまして、将来的にはご自分の持ち家を取得するという、要するにそれを助けるというような意味で公営住宅法は成り立っております、住宅の趣旨はその辺にあるかと思えます。

一方では、一部においては、全く所得等も望めない人たちについては、いわゆる福祉住宅等々の名称をもって住宅を提供するというところも一部ではあったろうと思えます。

ただ、時代がもうこのような状態が変わってきてまして、最近の世の通性の中には、公営住宅があるがゆえに民営住宅の経営の圧迫、民業圧迫につながるというような批判も一部ではあるように聞いております。

そういう状況もございますので、議員のおっしゃっているとおり、伊藤議員もおっしゃいましたけれども、いわゆる借地料が無駄であるような支払いはいかななものかというところもありますし、また一方では、確かに予算が追いつかないというところもあって、なかなか政策空き家を撤去するのが進んでいないというご指摘もあろうかと思えますが、現実的には先ほど総務課長が申し上げたとおり、住宅の敷地の中で戸数がある程度まとまったところ、要するに1筆ごとに原形に復して返したいという1つの行政上のあり方もあるものですから、いずれにしても1つのエリアといいますか、1筆の中で全体的に住宅を撤去して、土地が返還できるような体制になったら、そこは順次撤去していきたいと、そのような行政方針に基づいて担当課のほうはやっているものと私は解釈しております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。3回目です。

○13番（沢登英信君） 例えば、民間の住宅を市が借り上げて、そこを市営の住宅として提供するというようなことも含めて、総体的にご検討いただきたいと。

終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第26号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第27号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第27号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、議第27号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿36ページをお願いいたします。

下田市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、都市公園法の改正に伴い、条文の整備を行なうためでございます。

改正条文は、議案件名簿の37ページのとおりでございます。

改正内容につきましては、条例改正関係等説明資料の50ページ、51ページをご覧ください。

都市公園法の改正による条ずれが生じたため、第21条中、第5条の3を第5条の11に改めるものでございます。

議案件名簿の37ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上雑駁ですが、議第27号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての説明となります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第27号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第28号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第28号 下田市都市公園の設置基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 議第28号 下田市都市公園の設置基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿38ページをお願いいたします。

下田市都市公園の設置基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、都市公園法施行令の改正に伴い、運動施設の敷地面積の割合を定めるほか、所要の改正を行うためでございます。

改正条文は、議案件名簿39ページのとおりでございます。

改正内容につきましては、条例改正関係等説明資料の50ページ、51ページをご覧ください。

1つの公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合につきまして、これまで政令で定められていましたが、改正により、政令の基準を参酌して条例で定めることとなったことによる改正でございます。

第5条を第6条とし、第4条の次に第5条として次の1条を加えるものです。

（公園施設に関する制限等）第5条、1つの公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は100分の50を超えてはならない。

この割合は政令の基準どおりの数字としておりまして、条文につきましても政令に倣った規定としております。

次に、附則の改正でございます。

第2項を削り、附則第1項の項番号を削るものです。第2項の、この条例の規定はこの条例の施行の日以後に新たに設置する公園に適用するという規定につきましては、既存の公園の改修や公園内の建築物の増改築を想定した際に、この設置基準が適用されないことになってしまうため、附則第2項を削除するものでございます。

議案件名簿の39ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、雑駁ですが、議第28号 下田市都市公園の設置基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） この規定の運動施設というものは、具体的にどういうものであるのかという点と、現実にも、市内にある公園でこの規定を超えている公園があるのかというような点と、それから3点目としまして、東中の公園ですね、ここにおもちゃの列車と言ったらいいんでしょうか、東工学園から寄附いただいた、時々走らせていると思うんですけども、こういう施設はどのようなものに当たるのか。この対象ではないと思うんですけども、公園の全部に線路が回してあると思うんですけども、これらのものはどう理解するのかお尋ねしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 都市公園の中に設けられている体育施設ということで、具体的に下田市内の例でいえば敷根公園でございます。敷根公園は全体面積として11万8,616平方メートルの中に運動施設としてプールや弓道場、健康広場、テニスコートなどがございます。それぞれ、プールが3,880.24平方メートル、弓道場が600平方メートル、健康広場が2万2,690平方メートル、テニスコートが5,250平方メートルで、合わせて運動施設が3万2,420.24平方メートルでございます。全体に対する割合が27.3%ですので、50%を超えることはないということ、市内にある運動公園というのはこのことで、議員のおっしゃる中村東公園のあのSLは運動施設ではありません。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 子供用の遊具のブランコとかそういうものは適用外であると、こう理解してよろしいんでしょうか。滑り台とかブランコとかそういうものは。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 運動施設ではなくて、遊具だと考えております。

○議長（竹内清二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第28号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第29号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第29号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（高野茂章君） それでは、議第29号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の40ページをお開き願います。

下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次ページ、41ページのとおり改正するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、扶養親族加算額を改正するものでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の52ページをお開き願います。

改正概要ですが、説明資料①の表のとおり、扶養親族加算額を改正するものでございます。消防団員等の損害補償の扶養親族加算額は、一般職の職員の給与に関する法律に定められている扶養手当の支給額をもとにしております。給与法の改正により、平成29年度、平成30年度と扶養手当が段階的に改定されることとなったことに伴い、基準政令に定める扶養親族加算額も昨年に引き続き、平成30年度も改正されるものでございます。

区分欄の1号対象者を333円から217円に、第2号対象者を267円から一律333円に、第3号から第6号対象者については、第1号及び第2号に該当する親族がない場合の300円を削り、一律217円に加算額を改正するものでございます。

次に、改正内容につきましては、説明資料の53、54ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後となっております。改正部分はアンダーラインを引いてある箇所でございます。

損害補償を受ける権利の第2条は、字句の修正及び消防法第6条を第6条8項のみに改正するものでございます。

補償基礎額の第5条3項につきましては、先ほど説明させていただきました説明資料①の表に記載された扶養親族加算額の改正を行うものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の41ページに戻っていただき、附則となりますが、第1項は施行期日を平成30年4月1日から施行するもので、経過措置の第2項は改正後の第5条第3項

の規定は、この条例の施行日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、傷害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由が生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、従前の例によるというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第29号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） この適用者があるかないか、それから30年4月1日からということですので、単純に理解すると適用者はないだろうということになるかと思えますけれども、たしか既に2名ほど、記憶ですと補償を受けている家族がいらっしゃると思うんですけども、この人たちへの影響はどのようになるのか、ならないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 防災安全課長。

○防災安全課長（高野茂章君） 先ほど議員が言われたとおり、ただいま遺族補償年金を支払っている方が2名いらっしゃいます。この4月1日からにつきましては、4月1日以降のこの加算額について適用になるということでございます。

以上でございます。

〔「増えますか、増えませんか」と呼ぶ者あり〕

○防災安全課長（高野茂章君） 子供については増えますが、配偶者については減ります。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 後ほどで結構ですけれども、総体の金額がどうなるか、比較ができればお教えいただきたいと思えます。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第29号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（竹内清二君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

お疲れさまでございました。

午後10時52分散会